

「破産管財人等口座開設手数料」の新設について

平素より富士宮信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。 この度当金庫では、事務コストの上昇を踏まえ、下記のとおり手数料を新設させていただきます。今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料

破產管財人等口座開設手数料

口座開設1件につき 16,500円(税込)

【対象】

下記①~⑤に該当する新規口座開設時に手数料をいただきます。

- ①破産管財人名義の全口座(法人・個人)
- ②相続財産管理人または相続財産清算人名義の口座
- ③不在者財産管理人名義の口座
- ④遺言執行者名義の口座
- ⑤上記のほか管理用口座として作成する口座
- 2. 取扱開始日

令和6年10月1日(火)受付分より

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上